○ 介護サービス情報公表システムにつきましては、これまでも新たな機能追加等に係る改修を行ってきたところでございますが、今般、令和2年3月27日より新たな改修を実施することとなりましたので、その内容を情報提供いたします。

(1)「認知症に関する相談窓口」の登録・公表について

- 認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)において、「もしかして認知症では」と思われる症状に気づいたときや、認知症と診断された直後など、認知症であることの受容ができず今後の見通しに不安を抱いている本人や家族にとって、気軽に悩みを相談できる存在は大きな支えとなることから、「地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごとに整備し、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備する」ことと定められております。
- また、本大綱の目標に、「広報誌やホームページ等により、認知症に関する相談窓口の周知を行っている市町村 100%」としていることから、周知する一手段として、介護サービス情報公表システムを改修し、市町村等に設置されている認知症に関する相談窓口の名称、連絡先等を広く検索、閲覧できるようにいたします。
- 具体的には、現在地域包括支援センターや生活支援等サービスの登録・公表に用いられている「生活関連情報管理サブシステム」を活用して、市町村が任意に登録・公表するものとし、「公表サブシステム」上では、都道府県トップページに「認知症に関する相談窓口を検索する」入口を新設し、地域包括支援センターと同様の手順で検索、閲覧できる仕組みとしています。
- なお、「認知症に関する相談窓口」を検索すると地域包括支援センターもあわせて 検索可能な仕組みとしておりますが、既に登録済みの地域包括支援センターの情報に ついては、当該データを引用するため、改めて入力いただく必要はございません。
- 画面イメージや仕様等については、3月 10 日付で厚生労働省 HP に掲載している 「令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料や、追って共有する 「生活関連情報管理システム操作マニュアル」をご確認ください。

(2) 地域包括支援センターの公表項目への「メールアドレス」の追加について

○ (1)の改修にあわせて、地域包括支援センターの入力公表項目にメールアドレス を追加いたしますので、現在公表されている情報に適宜追加していただけますと幸い です。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算における「見える化要件」への対応について

- 2019 年度介護報酬改定において創設された「介護職員等特定処遇改善加算」の算定要件の1つの「特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること」(「見える化要件」)については、令和2年度から算定要件に追加されるところ、この「見える化要件」は、原則として「介護サービス情報の公表制度を活用し、①特定加算の取得状況を報告し、②賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること」としております。
- これまで、介護サービス情報公表システムでは、令和元年7月に以下のとおり、上 記①に対応する改修を行っております。
 - ・ 「介護報酬の加算状況」欄に介護職員等特定処遇改善加算の項目を追加。
 - ・ 同欄にて、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の説明を追加。
- これに加え、上記②に対応するため、事業所の責任で公表し、都道府県又は指定都市への報告、審査・受理、公表の手順を踏まずに掲載が可能である「事業所の特色」欄において、「賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容」の項目を新たに追加いたします。
- なお、当該項目について、「報告サブシステム」では、通知(※)で示している「職場環境等要件」の各項目の中から、当該事業所で取り組んでいる項目を「あり」「なし」で選択する方式とし、「公表サブシステム」では、報告サブシステムで事業所が「あり」と選択した「職場環境等要件」の項目のみが表示される仕様としております。
- こちらの改修についても画面イメージや仕様等については、別添参考資料や「令和 元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料をご確認ください。

【参考】

「令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料(振興課分) https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000605566.pdf

※ P67~72 に介護サービス情報の公表制度に関する記載がございます。

概要

- 2019年度介護報酬改定において、創設された「介護職員等特定処遇改善加算」については、その算定要件の1つに「特定加算に基づく 取組について、ホームページへの掲載等により公表していること」とする「見える化要件」があり、具体的には、「介護サービス情報の公表制 度を活用し、①特定加算の取得状況を報告し、②賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること」としており、2020年度 より算定要件として追加される。
- 介護サービス情報公表システムでは、昨年7月に、以下のとおり、上記①に対応する改修を行ったところ。
 - 「介護報酬の加算状況」欄に介護職員等特定処遇改善加算の項目を追加。
 - ・同欄にて、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の説明を追加。
- 今回、次年度以降の算定要件に対応して、<u>上記②に対応するシステム改修を、次のとおり実施</u>する。

改修予定内容

- 「<u>事業所の特色(※1)」欄において、「賃金</u>改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容」の項目を新たに追加する。
 - ・ 事業所が入力する報告サブシステムにおいては、<u>通知(※2)で示している「職場環境等要件」の各項目の中から、当該事業所で取り組んでいる項目を「あり」「なし」で選択する方式とする。</u>
 - ・ 利用者等が閲覧する公表サブシステムにおいては、<u>報告サブシステムで事業所が「あり」と選択した「職場環境等要件」の項目のみが表示される</u>仕様とする。
 - ※1 事業所の責任で公表しているページであり、<u>自治体(都道府県又は指定都市)への報告、審査、受理、公表の手順を踏まずに、</u>掲載が可能なページ。
 - ※2 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和2年3月5日 老発0305第6号)
- 改修後のシステムリリース時期は、*今年3月29日を予定*している。
- 各自治体等において、各事業所等が当該加算の当該算定要件を満たしているかを確認していただくに当たっては、各事業所の公表情報 を、ホームページ上から確認していただくことを想定している。
- ※ 3月10日に厚生労働省Hへ掲載した「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料にも掲載。

参考

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和2年3月5日老発0305第6号)
 - 3(2)④賃金改善以外の要件に係る記載

(見える化要件)

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、<u>介護サービスの情報公表制度を活用し、</u>特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

参考

○「職場環境等要件」項目

〇、概例來先行女门」只	<u> </u>
資質の向上	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築・キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)・その他
労働環境・処遇の改善	・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入 ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備・その他
その他	・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・非正規職員から正規職員への転換 ・職員の増員による業務負担の軽減 ・その他

画面イメージ

事業所の特色

○ 報告サブシステム、管理サブシステム

※「事業所の特色」の入力は必須ではなく、任意となります。

改善以外で取り組んでし	いる処遇改善の内容	
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知 症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職 負電保を含む)	© tal. ® tal.)
	研修の受講やキャリア役位制度と人事考課との連動	○ なし ○ あり
	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	はし あり
	キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)	○ なし ○ あり
	その他	なし ® あり
労働環境・処遇の改善	新人介護委員の早期aiss的止のためのエルダー・パンター(新人指導担当者)制度等導入	② なし ③ あり
	雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	ಿ ಸ್ಟು ಿ ಕ್ರಾಟ
	ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の 事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出動情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用 者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化	© tal. © abij
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	© \$10 © \$64)
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	© \$1. © \$59
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職 員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	○ なし ○ あり
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	○ なし ○ あり
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	ಿ ಜ∟ ಿ ಹ⊍
	その他	<i>चा</i> हा। जा
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	ि द्वा ि कार्य
	中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) 陳書を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	なし ありなし あり
	降舌を有する者でも側さですい場が専児情報で到扬シント配慮 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	0 tal 0 abri
	をない光星・主味では氏との大点によるをなさなケアの一向としてのモデベーション向上 非正規輸員から正規輸員への転換	© なし © あり
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ं द्वार ं कांग्र

- (1)「賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容」について、「あり」「なし」の項目を追加する。
- (2)「その他」の項目については、自由記述欄を設ける。
- ※「事業所の特色」については、システムの仕様上、全サービス共通 の項目設定となっているため、当該 加算の対象とならないサービス(訪問看護等)についても入力は可能。

画面イメージ

- 公表サブシステム
 - (1)事業所の特色
 - 賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容

資質の向上

• 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター (新人指導担当者) 制度等導入
- 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実

その他

• 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化

(2)特色で比較



- (1)報告サブシステムにおいて、「あり」を選択した項目のみ、公表サブシステムに表示される(全て「なし」を選択した場合は、表示されない)。
- (2)「事業所の比較」の「特色で比較」では、大項目(資質の向上、労働環境・処遇改善、その他)に含まれる各項目のうち、いずれか1つの項目だけでも「あり」を選択した場合、その大項目は「あり」と表示され、全て「なし」を選択した場合は、大項目も「なし」と表示される。